

査読委員会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、当センター）が開催する大阪府理学療法学会（以下、学会）、および、総合理学療法学会（以下、学会誌）の発刊において組織される査読委員会（以下、委員会）の構成や任務等について定めるものである。本規程により、学会、学会誌における演題や論文の正当性や公平性、および質を担保することを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、学会と学会誌に対し、それぞれ次のとおり任務を行う。

- 1 学会における演題査読の管理
 - ア 本規程（雑則）に従い、査読者の選定を行う
 - イ 査読の承諾をもらう
 - ウ 演題の査読依頼
 - エ 査読結果を最終審査
 - オ 審査結果を学会 準備委員会への報告
- 2 学会誌における論文査読の管理
 - ア 本規程（雑則）に従い、査読候補者リストを作成する
 - イ 査読の依頼
 - ウ 論文の査読依頼は編集委員が行う。
 - エ 査読者を「総合理学療法学会 査読者リスト」として管理する
- 3 学会の演題査読および学会誌の論文査読に係る、手順や基準の修正等に関すること。

(組織・構成)

第3条 委員会は、当センター理事会とは別に設置する。

- 2 委員会は、委員長および副委員長を含む5名以上で構成される。
- 3 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項およびその他、必要な事項を処理する。
- 4 委員長は委員の中から副委員長を指名することができる。委員長に事故その他の事由により職務の遂行が困難な場合には、副委員長がその職務を代行するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた際は、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数、成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

3 全員の合意が得られないときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって決し、少数意見を報告書に付記する。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会で知りえた査読や審査等の情報について、業務に従事しなくなったあとも含め秘密を厳守しなければならない。

(報酬)

第7条 無報酬とする（査読者を含む）。ただし、会議等への出席された場合、会議費、旅費交通費を当センター規定内で支給する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、当センター理事会の決議による。

(雑則)

第9条 本規程で述べる査読者については次に掲げるとおりとする。

1 学術大会の演題の査読者は、当センター会員のうち、日本理学療法士協会の定める認定理学療法士又は専門理学療法士とする。

2 学術誌の投稿論文の査読者は、当センター会員に限定せず、専門理学療法士又は学位取得者（修士以上）とし、自然科学研究に通ずる者とする。

2 査読に係る規程（「総合理学療法学」査読規程）については、別途定める。

(附則) 本規程は、令和4年4月1日より施行する。

本規程の変更は、令和5年6月14日より施行する。

本規程の変更は、令和8年1月14日から施行する。